

令和4年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和4年3月25日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第9号 本巢市分譲宅地の譲渡に関する条例について
- 日程第3 議案第10号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第11号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第12号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第13号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第14号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第15号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第16号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第18号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第11 議案第24号 令和4年度本巢市一般会計予算について
- 日程第12 議案第25号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第13 議案第26号 令和4年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第14 議案第27号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第28号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第29号 令和4年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第30号 令和4年度本巢市下水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第31号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第19 議案第32号 工事請負契約の締結について（本巢市庁舎敷地造成工事（南工区））
- 日程第20 議案第33号 土地の取得にについて（本巢市立弾正幼稚園建設事業）
- 日程第21 議案第34号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第22 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を厳しく非難し、制裁強化の徹底を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番 高橋知子

2番 瀬川照司

3番 飯尾龍也

4番 片岡孝一

5番 高橋時男
7番 今枝和子
9番 河村志信
11番 鏝本規之
13番 臼井悦子
16番 大西徳三郎

6番 高橋勇樹
8番 高田浩視
10番 堀部好秀
12番 黒田芳弘
14番 道下和茂

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	大野 一彦
教育長	川治 秀輝	総務部長	久富 和浩
企画部長	洞口 博行	市民環境部長	村澤 勲
健康福祉部長	高橋 誠	産業建設部長	原 誠
林政部長	饗場 昌彦	上下水道部長	翠 直樹
会計管理者	谷口 博文		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤 睦雄	議会書記	大久保 守康
議会書記	山本 憲	議会書記	松井 俊英

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

議席番号15番 上谷政明君より欠席届が提出されておりますので御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

会議の冒頭、堀部議員に申し上げます。

3月22日開催の第2回予算決算委員会において、堀部議員は弁明として、「富有柿の里バーベキューテラスの条例改正のときに私は3回質問しましたが、それについて、産業建設委員長の報告において質問なしと報告されたので、あえて今回の産業建設委員会で一切質問しませんでした、そういう思いで質問しなかったんです」と発言をされました。

このような発言は、議会において議案審査に携わる議員として質問をしないことは、市民の負託を受けた議員としての責任放棄に値することであり、議員の存在意義を問われるものであります。議長として、今後このようなことがないよう厳しく注意をいたします。

[挙手する者あり]

堀部議員。

○10番（堀部好秀君）

その案件に関しましては、委員会に付託する前に本会議において質問させてもらっていますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

どういことですか。

○10番（堀部好秀君）

委員会では質問しませんでしたけど、付託する前に、本会議において条例案について質問させてもらいました。それで、質問を十分に考え、委員会では質問しませんでした。

○議長（黒田芳弘君）

いや、今そう言われますが、この間の予算決算委員会においては、これ議事録を正確に起こして、今私が申し述べたとおりでございます。

そのように述べておりますので、こういった理由で質問しないということは審議の放棄ということに値いたしますので、精査した結果、注意することにした次第であります。

[挙手する者あり]

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今、議長から、堀部議員に対する注意が行われました。

議員は自分の身分を晴らすといいますが、そういうために一身上の弁明ということが許されてい

ます。にもかかわらず、一身上の弁明すらないということにおいては、議会として、また私も議員として、今回の注意に対する堀部議員の反省の意が認められませんので、懲罰委員会の設置等を求めたいと思いますので、手続のため暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

私の今の個人的な見解で申し上げますと、今鏝本議員が申し上げられました懲罰委員会の設置ということについては、そういった事案が起きてから3日以内ということが規定されておりますので、それには値をしないと思います。

[挙手する者あり]

鏝本規之君。

○11番（鏝本規之君）

懲罰委員会の設置においては、発言があったときから3日以内という規定があるように聞いております。

今回の私の思いとしては、議員は自分の身分、要するに自分の疑われたことに対する身の潔白を晴らさなければいけないということが記載され、一身上の弁明を許されているわけであります。けれども、その一身上の弁明すらないということについては、今の時点かと思われましても、議長がそのように言われるとするなら、そのことについては3日以内ということであるとするなら、また別の方法を考えて何らかの形でしていきたいと思いますので、承知をいたしました。

○議長（黒田芳弘君）

はい。

日程第1 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 鏝本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏝本規之君）

それでは、予算決算委員会についての報告をさせていただきます。

3月1日の本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第24号から議案第30号までの令和4年度予算7件であります。

付託同日、本会議散会後に、本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開催し、コロナ禍の中ではありますけれども、執行部からの付託案件の補足説明を資料に代えて配付をさせていただきました。その後、分科会を設置し、各分科会に審査項目を割り振りいたし審査することにいたしました。その後、分科会は3月14日に総務企画分科会、3月15日に文教福祉分科会を、また3月16日に産業建設分科会を開催して審査を行い、3つの分科会終了後の3月22日午前9時より、本庁舎3階

全員協議会室において、藤原市長さん、大野副市長さん、川治教育長さん、また各部局長のほか関係職員さんの出席を求め、各分科会会長から審査経過の報告を受けた後、委員全員で付託議案の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

3月14日午前9時から、本庁舎3階全員協議会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件5件の審査を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件である議案第10号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第11号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第13号 本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、企画部関係の付託案件である議案第14号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、総務企画委員会からの報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子君。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

それでは、文教福祉委員会の報告をさせていただきます。

3月15日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。委員会には委員5名が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、川治教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件の審査を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件である議案第15号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、教育委員会関係の付託案件である議案第16号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会からの報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

3月16日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催しました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、産業建設部関係の付託案件である議案第9号 本巣市分譲宅地の譲渡に関する条例について、議案第18号 市道路線の廃止及び認定についての2件についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会からの報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第9号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、議案第9号 本巣市分譲宅地の譲渡に関する条例についてを議題といたします。

議案第9号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

議案第9号 本巣市分譲宅地の譲渡に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部から補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、条例には定住要件がないので別荘でも可能かとの質疑に、執行部から、別荘の建築も可能ですとの答弁がありました。

次、制度のPRの方法はとの質疑に、執行部から、広報やホームページでの周知やポスターを制作し、広く配布し、PRしていきたいとの答弁がありました。

次です。なぜ定住要件をなくし条例制定されたのかとの質疑に、執行部から、空き家バンク制度を利用し、北部に移り住まれた方の理由を確認したところ、部屋数が多く家賃が安い、週末野菜づくりを楽しむための家屋の購入または賃貸、経済的な理由から安い家賃の住宅を借りるため移り住まれた方が多く、新築してまで移り住むという考え方が現状では困難であることから、抜本的な制度改革を行わなければいつまでも譲渡が進まないと考え、定住促進の目的自体は維持させていただきつつも、建築しやすい環境を整えて譲渡の促進を図りたいということで今回提案させていただきましたとの答弁がありました。

建築する住宅の条件はとの質疑に、執行部から、住宅は専用住宅及び併用住宅とし、生活するために必要な居住部分として玄関、台所、トイレ、浴室及び居室を有し、かつ延べ床面積が55平米以

上とすることと定めていますとの答弁がありました。

次です。現行の無償制度で問合せの多かった内容はとの質疑に、執行部から、毎年10件程度の問合せをいただきますが、内容としては、年齢制限についてと住宅がつくかどうかの問合せですとの答弁がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告いたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

ただいま議題となっております関係について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

この条例改正案の中に、文面として暴力団関係者でない者と記載されております。この暴力団という言葉においては、私の知る限り3つの名前に分けられております。1つは、今でもスーパーの方たちが団地等に車に積んで野菜もの等々を売りに行く、店舗の中で売らない商売、要するに露天商と言われる露店で売る商売のことを第3暴力団と規定がされています。また、小さな地域だけにある小さな暴力団と言われる人を地域暴力団として分けられています。また、広域にわたって組織を持っている暴力団に対しては広域暴力団として記載がされています。

その3つを一くくりにしたような暴力団関係者ということになれば、正業を持ってやっている人も含まれる可能性がありますので、私の思いとしては、この暴力団の前に国で定められている指定暴力団という、この指定というものを付け加えることがよろしいかという思いを持っておりますので、この指定という文言を入れない条例改正案については反対といたします。

議員各位におかれましては、よく考えていただき、私の反対に賛同していただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

ただいま、いわゆる指定暴力団という形に表記すべきという反対討論でございますが、ここでのうのはいわゆる広義な意味での表記であり、暴力団も指定暴力団も含むものと解釈できるということでございます。

ちなみに、指定暴力団は何かというと、暴対法第3条に定める3つの要件の全てに該当する暴力団を当該団体関係者からの聴聞を得た上で、その暴力団員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為などを行うことを助長するおそれの大きい暴力団が指定暴力団となるものでありまして、暴力団とは、暴力あるいは暴力的脅迫によって自己の私的目的を達成しようとする反社会的勢力でありまして、先ほど申し上げましたように、この広義な意味であれば暴力団という表記は適切なものかと思えます。よって、本案件に賛成をするものでございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第9号 本巣市分譲宅地の譲渡に関する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第3 議案第10号から日程第7 議案第14号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、議案第10号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第14号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第10号から議案第14号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、総務企画委員会に付託されております件について報告をいたします。

議案第10号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、職員が利用するパソコンについて、データのセキュリティー対策やアクセス制限等の

設定は行われているのかとの質疑に対し、執行部から、市で管理するデータ及びシステム等の利用に関しましては全てパスワードにより処理を行っています。また、外部のシステム等からは直接アクセスできないように設定し、業務を実施していますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第11号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明の後、質疑を行ったところ、委員からは、今回消防庁から示された基準を基に報酬等が改正されていますが、消防団員の報酬は全国統一となるのかとの質疑に対して、執行部から、消防庁の基準を基に定めていますが、内容は各市ごとに判断し、改正されるものであると考えています。近隣市町の比較では、災害時の出動報酬は同額ですが、訓練の報酬についてはそれぞれの考え方で設定されていますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、付託案件、議案第12号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第13号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、職員に対する育児休業に関する研修や相談体制について、改正後、市ではどのような体制で実施されるのかという質問に対して、執行部から、妊娠等を申し出た職員には担当職員から育児休暇等の制度の説明を行い、育児休暇等が終わる職員には事務への復帰について説明する機会を設けています。今後につきましても、内容を充実し、進めてまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

またほかには、人事異動には育児の状況を考慮されているのか、また育児休業中の職員に対する研修などは行われているのかとの質問に対して、執行部から、職場復帰をスムーズに行うために育児の状況等を確認し、配慮するよう努めています。また、部分休業の制度もあり、復帰後、1日数時間部分休業を取得しながら復帰する職員もおります。研修につきましては、申出のあった職員には研修を実施しておりますとの答弁がありました。

ほかにも、男性の育休について本巢市の考え方や取組はどの質問に対して、執行部からは、市で

は男性も育児に参加していただくことを推奨しており、男性の育児休業の実績については長い方ですと1年間の実績があります。今後も、男性の育児休暇を積極的に支援してまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（黒田芳弘君）

議案第10号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第10号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第11号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第11号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第12号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第12号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第13号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第13号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第14号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第14号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時25分としますので、よろしくお願ひします。

午前10時05分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

日程第8 議案第15号及び日程第9 議案第16号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議案第15号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について及び日程第9、議案第16号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第15号及び議案第16号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子君。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

それでは、報告させていただきます。

議案第15号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明後、質疑を行ったところ、委員から、条例の別表に記載のある除票とはどの質問に対し、執行部から、生存される市民の方には住民票があり、その方が転出した場合や亡くなられた場合には住民票の除票となります。また戸籍においても同様で、転出されたり亡くなられ

た場合には除票となりますとの答弁がありました。

次に、住民票の写し等の交付を受けられる第三者とはとの質問に対し、執行部から、弁護士、司法書士等で個人の権利を守る方または債権者で自己の権利を行使される方が住民票の写し等の交付を受けることができますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第16号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、利用料の算定根拠はとの質問に対し、執行部から、設備の利用料として電気代と減価償却費を耐用年数20年で案分し、算定したものですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

議案第15号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第15号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第16号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第16号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第10 議案第18号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、議案第18号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

議案第18号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

議案第18号 市道路線の廃止及び認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部から補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、認定される真正1221号線と1222号線は河川で分断されており、1223号線は行き止まりですがその理由はどの質疑に、執行部から、市道が高速道路の整備により廃止となった後、NEXCO中日本が補償工事として道路を整備するもので、今後市道として管理するため認定するもので、真正1221号線と真正1222号線が河川で分断されていますことは廃止前の現況と同様です。また、真正1223号線は行き止まりとなりますことから、転回広場が設置されますとの答弁がありました。

次、廃止する根尾0510号線の土地及び撤去された橋は市の所有かとの質疑に、執行部から、個人所有ですとの答弁がありました。

次です。根尾0510号線の土地は市が借りているのかとの質疑に、執行部から、市道として個人地を利用している状況ですとの答弁がありました。

次です。根尾0510号線の廃止について、過去には集落として使用されていたが、現在の所有者以外に市道として利用する人がいないから廃止するという解釈でよいかとの質疑に、執行部から、この土地については人家がなく公共性もないため地元自治会と相談し、市道の廃止をするものですとの答弁がありました。

次、最後に、委員会として確認しました事項について申し上げます。

今回認定する路線の一部には、NEXCO中日本が道路整備する路線があり、現地は完成されて

いません。委員会として道路の品質を確認することができない状況にありますことから、完成後、委員が現地で確認するため適宜協議会を開催し、現地確認をすることを委員会で確認しました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告いたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

ただいま報告を聞きまして、私が聞き漏らしたのか分かりませんが、いわゆる0520号線についてまだ橋梁が2本残るわけですが、この部分は市道路線を廃止しても市の所有物、工作物であると思います。この部分について、道路部分については個人所有でございますが、橋については市の財産かと思いますが、これを取り壊すまでどういった管理をされるのか、そういう議論はされたか。

○議長（黒田芳弘君）

委員長。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

お答えします。

0520号線に関しては、0510号線と同様かという質疑があり、自治会長に説明を行い了承を受けているとの答弁がありました。以上、それ以外報告する内容はありません。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ただいまの委員長報告の中で、完成していないものを認定されるというところがあったかと思いますが、その路線はどの路線になるのかということと、完成していないということでございますので、完成時期とかもそういったことも質問されたのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

委員長。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

御報告いたします。

今、御質問のあった路線は糸貫2223から2227号線で、現在施工中のため、5月下旬の完成見込み

であるとの執行部からの答弁がありました。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

6番 高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

今、糸貫2223号線から2227号線までということでございまして、これは完成していない状態の認定というのは非常に珍しいのか、今まで異例だったのかという、僕は議員の生活はまだ短いですけど、今までなかったかと思えます。これについて、何か説明があったのでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

委員長。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

お答えします。

御指摘の市道に関しては、側道として市の要望より設置しており、近隣の市町においては、完成していない中認定する事例もありますということです。

完成後、速やかに開放することで、農作業の乗り込みのために、進入路を確保するために今回認定をお願いするということの報告がありました。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第18号 市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第11 議案第24号から日程第17 議案第30号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第11、議案第24号 令和4年度本巢市一般会計予算についてから日程第17、議案第30号 令和4年度本巢市下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第24号から議案第30号までについては予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、予算決算委員会の委員長報告をさせていただきます。

議案第24号 令和4年度本巢市一般会計予算について、議案第25号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計予算について、議案第26号 令和4年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第27号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について、議案第28号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第29号 令和4年度本巢市水道事業会計予算について、議案第30号 令和4年度本巢市下水道事業会計予算について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、各分科会で長時間に及ぶ審査を行いました。審査内容も多く、参加委員から多くの質問等がありました。参加委員の中から、委員長報告の中に質問者の報告がされていないと指摘され、次回からの委員会では質問等をしないとと言われては委員の職務を放棄したこととなりますし、私も迷惑をしますので、当委員会で質問等をされたことについて、私の知る限り一つ一つ報告させていただきたいと思います。

〔「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり〕

一応、全部する段取りをしてありますので、するとすると四、五時間かかると思いますので、よろしくお願ひしたいわけでありませうけれども、今簡潔にせよとの意見もありましたので、議員各位から簡潔にせよと言われるなら簡潔にしたいと思います。

皆さん、内容については出席をしておられましたので、全員が承知しておると思いますけれども、先ほどの朝の議長の注意等々を含めると、私も非常に委員長としての立場もありますし、予算決算という大事なあれですので、本来なら慎重な審議をしたいということがありますけれども、今回は10時間以上に及ぶ審議がありましたのでそれなりに十分かと思いましたがけれども、委員長報告の中においてはということございまして、全部資料と説明等々ができるように段取りをしてみましたけれども、けれども今簡潔にということですので、それでは簡潔にしたいと思います。

それでは、3月22日開催の当委員会において、質疑と委員間の意見交換を行いました。

議案第24号から議案第30号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

議案第24号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

私は、一般質問等また今回の予算についても、慎重に審議をしております。ただいま議題となっております一般会計予算の中には、予算としては非常にすばらしい予算も入っております。

教育関係においては、予算の中に組み込まれている事業、市単独の事業もあり、その成果も学校教育の中においては、子どもたちの体育の向上また算数等の向上等々は、議会の中での説明等また新聞等を見ますと県内の中においてはトップクラスとの評価を得ています。また工事等々においても、市民からの要望に応えられるべく予算が多く組み込まれております。

その中において、今回非常にいい予算だなあという思いをしておるわけであります。209億6,000万円という一般会計予算でありますけれども、きめ細かな目配り、また新庁舎建設等々においても、なるだけ市民の声を反映させるべく心遣いが感じられる予算配分となっております。

しかるに、この予算の中において水路工事ということで、仏生寺の地域に対する水路改善改良工事ということで予算が1億数千万記載されています。その内容については、さきの予算の中において説明された、今ある水路を埋めて、そしてそこに子どもの安心・安全のための通学路を設置する。そしてその水路の代わりに、今の水路では大雨等々が降ったときにはオーバーフローするというところで、今の水路よりも大きな水路を今ある水路の隣に造って、そしてその上を蓋をして道路として利用する。今ある水路は埋めて、そして通学路等々にするというところで、当委員会の中において決定をし、予算も認めたわけであります。

しかるに、議会の承認もまた報告もない中において、その工事の変更がなされました。

その変更の内容については、地域市民から要望のあった、子どもの安心・安全という形の歩道を造っていただきたいという地区からの要請がまずありました。また一方では、水害のときに、大雨のときに水につかるので、何とか水路の拡張等々を検討してもらえないかという地域からの要望もあり、産業建設委員長をはじめとする職員たちが知恵を絞り、そして三方が喜ぶ形の工事を計画したにもかかわらず、またそのことを議員として賛成したにもかかわらず、議会の承認もなく水路をそのまま残し、歩道は造らないというような工事の変更がなされました。それに類似する予算が今回組み込まれております。

議員としては、到底この予算について賛同することができませんので、今回、この予算について大部分のところは認めるに値する内容ではありますけれども、この件について、このまま予算を認

め工事が行われると市民からの批判が多く出ると思いますので、何らかの形でこの工事、見直しを願うことをお願いして、反対の討論とさせていただきます。

議員各位におかれましては、よく議員としての立場を考え、私の意見に賛同していただくことを切にお願いをして、反対討論を終わります。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

ただいま反対討論がありましたので、逆に賛成の立場で討論をいたします。

今の反対討論を聞いておきますと、大方の部分については賛成できるということ、大方な部分はよろしいということ。あとは1点、道路工事、水路工事については反対、賛成はできないというようなニュアンスの討論であったかと思います。

私も現地を見に行きましたし、その設計の断面図も見せていただきました。今言われたことについては、一定の理解はいたしますけど、これは209億6,000万円の大きな事業であります。大きな今年の予算であります。いろんなところに目配り、気配りして、こんな209億6,000万円という数字になっておるとお思います。そんなことから、いろんなことで今年是非常に大事な年、今年、来年もそうだと思いますけど、そんなことでこの執行は必ずややっていただいて、いいまちをつくってほしいとお思います。

先ほど言いました、反対されたようなことにつきましては、十分執行部もそのことを考えられてどのように執行していくか、必ずこのまま執行しなければならないということでもないかなとお思いますので、十分検討していただきまして、適切な執行をしていただきたいとお思います。そんなことから、私はこの予算については賛成をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第24号 令和4年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第25号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第25号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第26号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第26号 令和4年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第27号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第27号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第28号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第28号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第29号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第29号 令和4年度本巢市水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第30号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第30号 令和4年度本巢市下水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第18 議案第31号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第18、議案第31号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました議案につきまして御説明を申し上げたいと思います。

それでは、議案第31号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。令和3年8月の人事院勧告に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第31号の補足説明を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、議案第31号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、追加議案の概要の1ページをお開き願いたいと思います。

まず制定の趣旨でございますが、国家公務員の期末手当の引下げ等を求めた令和3年8月の人事院勧告に伴いまして、関係条例を改正するものでございます。

制定の内容でございますが、第1条につきましては、本巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、まず第9条第2項の特定任期付職員の期末手当につきましては、6月期及び12月期の支給割合を「100分の167.5」から「100分の162.5」に引き下げるもので、この引下げによりまして、年間の支給割合を現行の3.35月から3.25月に0.1月引き下げるものでございます。

次に、第2条は、本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、議会議員の期末手当につきまして、6月期及び12月期の支給割合を「100分の220」から「100分の212.5」に引き下げるものでございまして、この引下げにより、年間の支給割合を現行の4.4月から4.25月に0.15月引き下げるものでございます。

続きまして、第3条は、本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、常勤の特別職職員の期末手当につきまして、6月期及び12月期の支給割合を「100分の220」から「100分の212.5」に引き下げるものでございまして、この引下げにより、年間の支給割合を現行の4.4月から4.25月に0.15月引き下げるものでございます。

2ページをお願いしたいと思います。

続きまして、第4条でございますが、本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

第26条第2項関係の一般職員の期末手当につきまして、6月期及び12月期の支給割合を現行の「100分の127.5」から「100分の120」に、また特定管理職員につきましては「100分の107.5」から「100分の100」にそれぞれ引き下げるものでございまして、この引下げにより、年間の期末勤勉手当の支給割合を一般職員、特定管理職員とも現行の4.45月から4.3月に0.15月引き下げるものでございます。

次の第26条第3項関係の再任用一般職員の期末手当につきまして、6月期及び12月期の支給割合を現行の「100分の72.5」から「100分の67.5」に、また再任用特定管理職員につきましては「100分の62.5」から「100分の57.5」にそれぞれ引き下げるものでございまして、この引下げにより、年間の期末勤勉手当の支給割合を再任用一般職員、再任用特定管理職員とも現行の2.35月から2.25月に0.1月引き下げるものでございます。

続きまして、第5条は、本巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で

ございまして、第13条第1項及び第23条第1項関係の期末手当につきまして、準用します本巢市職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

3ページのほうをお願いしたいと思います。

次に附則関係でございますが、今回整理をします5つの条例の施行期日につきましては、令和4年4月1日からの施行としております。また、特例措置といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当につきましては、改正後の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額にそれぞれの区分に掲げました割合を乗じて得た額を減ずるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

ただいま説明があった、ボーナス等に関する条例改正ということでもありますけれども、結果としては、職員の給料というよりも手取りが減ることになるわけでありまして。

このことにおいては、国においては経済が落ち込むということで、特別な手当ををしている。経済の活性化を図る上においても何とかしなければということで特別な形で、給付金というような形で出ている中において、この職員のボーナスを減らすということになれば、国等のやっていることと少し整合性が取れないような思いをするわけでありまして。

このことについて真っ向から反対をするわけではありませんけれども、本巢市としては国の方針に従うとするなら、これはこれとして職員に対する何らかの形で、手取り分が減る、そのことについての手当で等々は考えておられるのか、質問をする次第であります。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を企画部長に求めます。

○企画部長（洞口博行君）

手当てについてでございますが、あくまで人事院勧告に基づいて行うものでございまして、そういうものについては考えておりません。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

県においてもこの案件について、議員のほうから、この件はこの件として、職員の生活を守るといふことに対して何らかの形で手当てをつけたらどうだという質問が多々出たと聞いております。

ですから、この件はこの件として、他に何か考えておられることがあるのか。

この件については、市長に答弁をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問について、藤原市長に答弁を求めます。

○市長（藤原 勉君）

ただいまの質問につきましては、今の現時点では特に考えていることはございません。

ただ、職員の待遇改善ということにつきましては常日頃から気にかけていることでございまして、昇任、昇格等々、これからもしっかりとした対応をしながら、職員のいわゆる待遇改善というものは引き続き努力してまいりたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

これはお願いということになるかと思えますけれども、市長におかれましては、多くの職員、一生懸命にやっている職員のことをよく考えて、また生活のことも考えて、何らかの手当てを考えていただくことをお願いして終わります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今回の人事院勧告における条例改正ということでもあります。

この中においては、一生懸命やっている職員のボーナスを減らすということでもあります。その中において、第3条の中においては特別職というところが記載をされております。この特別職とは私の知る限り、市長、副市長、教育長等の三役を指すものだろうと思っておるわけでもあります。

この特別職の三役においては、何か間違いを起こしたときにおいても懲罰というものがなく、ま

た懲罰の中には、職員に対しては懲罰というものがあり、減給という懲罰があるわけでありすけれども、この特別職においては懲罰というものがないわけでありす。

今回の条例改正の中において、特別職の中においては、本当に一生懸命やっておられる教育長また市長も減給となっておりますけれども、私の一般質問等において明らかなる虚偽の発言をし、また副市長としてのいろいろな形において、当議会においてもいろいろな形で問題を起し、そして他の職員に対しては何らかの形で処罰がされている、そういうことに対して、管理責任者である副市長は何ら謝罪をすることなく、また懲罰がない限り懲罰を受けることもないわけでありす。本来なら、この特別職の副市長のいただける期末手当をゼロにしてもいいのではないかという思いをしておるわけでありす。

そういう中において、一生懸命汗を流している教育長さん、市長さんと同等ということについては到底納得ができませんので、今の現状のままの条例改正には理解ができませんし、認めるわけにはいきませんので、反対とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま、反対の発言がございましたが、この件につきまして賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ただいま反対討論がありましたので、私は賛成の立場で討論をいたします。

今回のこの条例は、コロナ禍による民間への影響が異例であることを鑑みた上で、国が国家公務員の期末手当の引下げ率等を示し、勧告をするものです。本市はこれまでも、国の勧告に伴い給与等の改定を行ってきております。今回のこの改正におきましても、この改正の趣旨を十分に理解し、踏まえた上で、国が示す勧告に従って改正することに私は賛成です。

皆様、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第31号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

11番 鏝本規之君。

○11番（鏝本規之君）

ただいま副市長のことについて、異議をするための反対をしたわけでありましてけれども、私の中においては、私の一般質問等々の中において明らかなる虚偽の発言、そしてまた、議員から選ばれた4人が参加した委員会の権威を失うような発言があったことに対して、副市長においては、私の発言が虚偽であるというような答弁をなされております。どちらがうその答弁をしているのか、真意を確かめるためにも、百条委員会の設置を求めるため準備をしたいと思っておりますので、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（黒田芳弘君）

会議を再開いたします。

日程第19 議案第32号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第19、議案第32号 工事請負契約の締結について（本巢市庁舎敷地造成工事（南工区））を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第32号につきまして提案説明を申し上げます。

工事請負契約の締結について（本巢市庁舎敷地造成工事（南工区））でございます。

本巢市庁舎敷地造成工事（南工区）に係る請負契約の締結について、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第32号の補足説明を久富総務部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

それでは、議案第32号 工事請負契約の締結について（本巢市庁舎敷地造成工事（南工区））の補足説明をさせていただきます。

追加議案の4ページをお開きください。

本巢市庁舎敷地造成工事（南工区）につきましては、本年3月7日に入札を執行し、3月14日に株式会社所組代表取締役社長 所克仁氏と仮契約を締結したところでございます。

なお、資料につきましては、追加議案の概要9ページ以降にございます写しのとおりでございます。

初めに、工事名でございますが、本巢市庁舎敷地造成工事（南工区）でございます。

工事の概要といたしましては、敷地造成工で表土掘削4,000立方メートル、盛土5,400立方メートル、擁壁工で242メートル、駐車場整備工で舗装・路盤工を5,940平方メートル、調整池工で5,740平方メートル等でございます。

次に、工事場所でございますが、本巢市早野地内、新庁舎の南敷地でございます。

契約方法でございますが、事後審査型制限付一般競争入札により行っております。追加議案の概要10ページに入札執行一覧表がございますが、この7社が入札に参加いたしました。

次に、工期でございますが、本契約の締結の日から令和5年3月17日とさせていただいております。

次に、契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含みまして1億5,840万円でございます。

以上、議案第32号の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

ただいま説明があったわけでありますけれども、庁舎の整備等々に関してはこのほかに2つ、要するに北と南の造成工事等々を含めて3つの入札が行われたと聞いております。ただ、議会に報告するというのは、ある程度の金額にならないと議決を要しないということでありますけれども、他の2件はそれに満たないというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑について、答弁を久富部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

鏑本議員の御指摘のとおりでございます。

規定に満たない契約案件でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第32号 工事請負契約の締結について（本巣市庁舎敷地造成工事（南工区））は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第20 議案第33号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第20、議案第33号 土地の取得について（本巣市立弾正幼稚園建設事業）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第33号につきまして提案説明を申し上げます。

土地の取得について（本巣市立弾正幼稚園建設事業）についてでございます。

本巣市立弾正幼稚園建設事業用地の取得について、売買契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第33号の補足説明を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、議案第33号 土地の取得につきまして補足説明をさせていただきます。

追加議案書の5ページ、6ページ及び追加議案の概要11ページから13ページを御覧ください。

今回、取得する土地につきましては、令和5年度に完成を目指しております本巢市立弾正幼稚園建設予定用地でございます。

土地の所在地につきましては、現在の弾正幼稚園の西側に位置する本巢市国領字前南153番ほか10筆でございます。面積につきましては、5,170.39平方メートルでございます。現況地目は畑。取得価格は総額で6,173万2,546円で、そのうち土地購入費は5,687万4,290円、1平方メートル当たり1万1,000円でございます。

契約の相手方は、本巢市政田460番地、高木守氏ほか10人で、所在地別の面積及び所有者につきましては追加議案書の6ページに掲載してございますので、よろしくお願いたします。

この土地につきましては、3月14日までに全ての地権者の皆様と土地売買の仮契約を結ぶことができましたので、本契約を締結するに当たり、今回議会の議決をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

ただいま説明がありましたけれども、土地の価格、面積等々今回の出された案件について、土地の価格も坪当たりでいくと3万5,000円以下ということで、非常に安価な値段だろうというふうに思っております。

その中において、今の説明の中にありましたけれども、非常に駐車場の面積等々が少ないように感じられるわけでありまして。いろんな事情があって、隣の土地が分けてもらえないということもあるかと思えますけれども、このことについては、他の幼稚園等々を見ても非常に駐車場が狭いということもありますので、そのことをひとつ考えて、今後考えていただくことをお願いとしておきます。

内容については何ら問題がないように思われるわけでありまして。地権者とのトラブル等々があったように聞いておりますけれども、今の報告ですと全部仮契約も済んだということでありまして、答弁は結構でございますので、要望としておきます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第33号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第33号 土地の取得について（本巢市立弾正幼稚園建設事業）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第21 議案第34号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第21、議案第34号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第15号）についてを議題といたします。

藤原市長より提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第34号につきまして提案説明を申し上げます。

令和3年度本巢市一般会計補正予算（第15号）についてでございます。

本巢市立弾正幼稚園建設事業について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第34号の補足説明を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第34号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第15号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案のつづりの6ページの次のページにございます、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条といたしまして、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

恐れ入ります、2ページをお開き願います。

弾正幼稚園整備事業につきまして、地権者との用地交渉に不測の期間を要しましたことから、年度内の登記完了が見込めないため、土地購入費、物件移転補償費及び立木等補償費の3割分と登記業務等手数料の合計1,998万7,000円を限度額といたしまして、繰越明許費の設定をお願いするもの

でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第34号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第15号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第22 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第22、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を厳しく非難し、制裁強化の徹底を求める意見書についてを議題といたします。

発議第1号について、提出者に説明を求めます。

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

それでは発議をします。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を厳しく非難し、制裁強化の徹底を求める意見書について。

ロシアによるウクライナ侵攻を厳しく非難し、制裁強化の徹底を求める意見書について、別紙のとおり発案をします。令和4年3月25日提出。提出者、大西徳三郎であります。また賛成者として、河村志信議員、鏑本規之議員、堀部好秀議員、高田浩視議員、今枝和子議員、5名の賛成者をもって提出するものであります。本巢市議会議長 黒田芳弘様ということであります。

それでは意見書を読ませていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻を厳しく非難し、制裁強化の徹底を求める意見書（案）であります。

令和4年2月24日、国際社会の警告を無視し、ウクライナへの軍事行動を開始したロシアの侵略行為は、明らかに国連憲章と国際法への重大な違反行為であり、許すことのできない世界平和を脅かす犯罪行為である。

また、ロシアは核戦力の使用さえも辞さないとし唆しており、このことは唯一の戦争被爆国として、断じて容認できない。

「非核平和都市宣言」を掲げる本巣市としては、一刻も早くウクライナの国土が保全され、ウクライナ国民に平穏な日常が取り戻されることを願うものである。

よって、日本政府におかれては、国際社会と緊密に連携を取り、あらゆる平和的な手段を講じ、ロシア軍の即時攻撃停止及び部隊の撤退を実現するため、ロシアに対しさらなる制裁強化を徹底することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日。岐阜県本巣市議会。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣であります。

以上です。

○議長（黒田芳弘君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を厳しく非難し、制裁強化の徹底を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定をいたし

ました。

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回本巢市議会定例会を閉会といたします。

29日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 黒 田 芳 弘

署 名 議 員 今 枝 和 子

署 名 議 員 高 田 浩 視